

令和2年度 群馬県中小企業等外国出願支援事業 募集案内

公益財団法人群馬県産業支援機構では、県内中小企業者等による海外への事業展開に対する支援の一環として、外国への特許出願等にかかる経費の一部を補助します。

1. 事業概要

(1) 応募資格

- ①群馬県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定された要件に該当する中小企業者。みなし大企業は対象外。）及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。（ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人）
- ②知的財産権を戦略的に活用し、経営の向上を図る意欲のある中小企業者等であること。
- ③国や当機構が行う補助事業実施後の状況調査等に対し、積極的に協力する中小企業者等であること。

(2) 対象となる外国出願

- ①外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願。
- ②機構への申請段階において、日本国特許庁に特許（PCT出願含む）、実用新案、意匠、商標の各出願をしており、当該出願と同一内容で以下の方法により行う外国出願。（ただし、ハーグ出願の場合、出願時に日本国を指定締約国として含めれば、事前の国内出願がなくても対象となります。）
 - (a)パリ条約等（台湾等のWTO加盟国も可）に基づき優先権主張等をして主張期間内に外国特許庁へ出願する案件。
 - (b)特許協力条約に基づく国際出願(PCT出願)における各国への国内移行出願。（受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続(国際段階の各手続)については対象外です。）
 - (c)意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく外国出願。
 - (d)マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）に基づく国際商標登録出願。日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に申請をすることが必要です。
- ③交付決定日以降、令和2年12月末までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限ります。

※ 基礎となる国内出願と予定している外国出願が、ともに申請者である中小企業者等の名義であることが必要です。（社長等個人名義の場合、必ず名義変更を行ってください。）

※ 具体的には以下の出願が対象です。

1) 特許

- ①申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和2年12月末日までに優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③申請前にPCT出願を受理官庁として外国特許庁へ出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和2年12月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

2) 実用新案

- ①申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、令

- 和 2 年 12 月末日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
- ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 出願を完了している案件で、採択後、令和 2 年 12 月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③申請前に P C T 出願を受理官庁として外国特許庁へ出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和 2 年 12 月末日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

3) 意匠

- ①申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月末日までに優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- ②申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月末日までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ③申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、令和 2 年 12 月末日までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ④申請前に日本国を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、令和 2 年 12 月末日までに優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件

4) 商標（冒認対策商標含む）

- ①日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和2年12月末日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件
- ②日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和2年12月末日までにマドプロ出願を行う案件（本国官庁・日本国特許庁へ支払う経費は対象外となります）
- ※出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。
- ※商標案件の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします）。

(3) 助成対象経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁（出願国や WIPO）への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 （翻訳に要する費用（「1WORD の単価 ×WORD の数」等の内容を請求書等に明示すること））

- ※ 1 現地代理人や国内代理人等への支払は令和 2 年 12 月末日までに完了し、出願番号の確認等が令和 3 年 1 月 15 日までに完了すること。
- ※ 2 複数国への外国特許出願等に要する経費も対象となります。出願時期は、交付決定日から令和 2 年 12 月末日の範囲内であれば時期が異なっても問題ありません。
- ※ 3 共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持ち分比率に応じた経費のみが対象となります。ただし、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。
- ※ 4 外国語翻訳料は弁理士に委託しない場合も対象となります。
- ※ 5 対象経費のうち、交付決定日から令和 2 年 12 月末日までの間に契約等をし、かつ支出した経費が対象となります。交付決定日より前に発注、支出等した場合は対象となりません。

(4) 補助対象外経費（例）

- ① 先行技術調査に係る費用
- ② 本補助金の申請書作成に係わる代理人費用
- ③ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等
- ④ 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費（出願と同日の手続きではない審査請求料・登録料・維持年金・手数料など））
- ⑤ PCT 国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- ⑥ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用）

(5) 補助金額等

補助率 : 補助対象経費の 1/2 以内

1 申請者の補助金額上限 : 300 万円

1 案件の補助金額上限 : 特許 150 万円、実用新案・意匠・商標 60 万円、
冒認対策商標 30 万円

※ 助成対象経費及び補助金額は、千円未満の端数を切り捨て処理して交付決定します。

(6) その他

- ① 実績報告書（様式第 6）の提出は、事業完了した日から起算して 30 日以内又は、翌年 1 月 15 日のいずれか早い日までに提出してください。
- ② 実績報告書の添付資料に外国特許庁への出願（PCT 出願の指定国への国内移行、国際商標登録出願を含む）が完了したことを証する書類（受理番号等を確認できる書類）の写しがない場合は補助対象となりません。
- ③ 補助金の交付は、事業完了後となります。
- ④ 対象経費に関する帳簿及び全ての証拠書類については、事業終了後 5 年間保存するとともに、他の経理と明確に区分して保管ください。また、本事業により出願した特許等について、事業終了後、出願した特許等の取得・活用状況について報告するなど国及び当機構の調査に協力していただきます。

2. 応募手続き

(1) 受付期間

令和 2 年 4 月 27 日（月）～令和 2 年 6 月 10 日（水）（必着）

(2) 書類の提出

提出先 〒379-2147 前橋市亀里町 884-1 群馬産業技術センター内
公益財団法人群馬県産業支援機構 経営支援課 高橋

提出方法 以下の提出書類を全て整えた上で、上記受付窓口に提出してください。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参せず郵送等により提出をお願いします）

(3) 提出書類

① 間接補助金交付申請書

※特許、実用新案、意匠、商標は「様式 1-1」、冒認対策商標は「様式 1-2」を使用してください

② 選任代理人の協力承諾書（「様式 1-1 の別紙」または「様式 1-2 の別紙」）

※代理人に依頼しない場合は不要

- ③外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画
- ④登記簿謄本の写し（個人事業主：住民票の写し、事業協同組合等：定款・組合員名簿）
- ⑤会社の事業概要（個人事業主：事業者の概要）
- ⑥役員等名簿（「様式1-1の別添」または「様式1-2の別添」）
- ⑦直近の決算書等の写し2期分（個人事業主：直近確定申告書の控え2期分）
- ⑧外国特許庁への基礎となる出願（日本国特許庁への出願）書類及び既に外国特許庁に出願している場合にはその出願書類の写し
- ⑨先行（類似）技術調査等の結果
 - ※⑧の出願書類に記載されている場合にはその旨の記載で可
 - ※PCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し
- ⑩外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書、契約書類等の写し
 - ※見積書等写しは現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）
- ⑪外国特許庁への基礎となる出願（日本国特許庁への出願）が共同出願の場合は、外国特許庁への出願について共同出願者の承諾が確認できる書類
- ⑫外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し

3. 選考

(1) 審査

書面審査により選考のうえ採択企業を決定します。

審査結果は後日申請者に対して書面にて通知します。審査の経過や内容等については一切お知らせできませんのでご了承ください。

※ 例年プレゼンテーションによる審査会を開催しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面審査のみとさせていただきます。

(2) 審査基準

- ① 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を図る意欲があること。
- ② 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等（PCT出願含む）を行っている出願であって、令和2年12月末日までに外国特許庁への出願を行う予定があること（本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願については既に日本国特許庁に対し商標出願を終えている出願であって、令和2年12月末日までに日本国特許庁に対し国際商標登録出願を行う予定があること）。
- ③ 先行特許調査等からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ④ 出願予定国において、当該権利を活用した事業展開を計画していること（または、模倣品等権利侵害品への対策を講じる計画）。
- ⑤ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ⑥ 地域未来牽引企業（グローバル型）に選定されている企業には政策加点措置を講じます。
- ⑦ 国や当機構が行う補助事業実施後のフォローアップ調査、状況調査、ヒアリング等に対し、協力する中小企業者等であること。

4. その他

- (1) 当機構はあくまでも対象となる外国出願費用の補助を行うものであり、実際の出願手続きにおいては一切の責任を負いません。
- (2) 提出書類は審査の結果にかかわらず返却いたしません。
- (3) 6月22日(月)～7月27日(月)に日本貿易振興機構(JETRO)が募集する予定の中小企業等外国出願支援事業との同一内容での重複応募は原則不可です(ただし、当機構での不採択が決定した後は可)。
- (4) 補助対象の外国出願について外国特許庁からの査定が出た際には、中小企業者等から当機構に対し査定状況報告書(様式第9)を提出していただきます。また、補助が行われた全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに当該報告書を提出していただきます。
- (5) 採択された場合、企業名・所在地・権利種別・交付決定金額等を公表する可能性がありますのでご承知ください。

【申し込み・問い合わせ先】

公益財団法人群馬県産業支援機構 経営支援課 高橋
〒379-2147 前橋市亀里町 884-1
電話：027-265-5012 FAX：027-265-5075